

# 令和5年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会会議録

令和5年11月28日第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を大仙市大曲交流センター第1研修室に招集した。

1. 令和5年11月28日（火）午後2時57分 開会

1. 令和5年11月28日（火）午後4時05分 閉会

1. 出席した議員は次のとおりである。

1番 佐藤育男	2番 鎌田 正	3番 黒沢龍己	5番 高橋徳久
6番 橋村 誠	7番 武藤義彦	8番 熊谷隆一	9番 佐藤文子
10番 小松栄治	11番 荒木田俊一	12番 伊藤福章	13番 古谷武美
14番 後藤 健	15番 青柳宗五郎	16番 鈴木良勝	

計 15名

1. 欠席した議員は次のとおりである。

4番 森元淑雄

計 1名

1. 遅刻した議員は次のとおりである。

計 0名

1. 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 老松博行 副管理者 田口知明 副管理者 松田知己 副管理者 小松英昭  
監査委員 藤村好正 消防長 佐藤広樹 事務局次長兼管理課長 佐藤大  
消防次長 佐々木伸吾 主席参事兼消防本部総務課長 山本啓彦 環境事業課長 瀬川敬  
介護保険事務所長 上田泰彦 環境事業課参事 山本博康  
介護保険事務所主幹 奈良ルミ子 管理課主幹 藤田貴 管理課主幹 九島芳謙  
管理課副主幹 鈴木貴将 管理課主事 内山七月

1. 会議の書記は、次のとおりである。

管理課 鈴木貴将

1. 本会議に提出した議案は、次のとおりである。

(1) 議案第16号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(2) 議案第17号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

(3) 議案第18号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

(4) 議案第19号 大曲仙北広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて

(5) 議案第20号 令和4年度決算の認定について

議 長 (後藤健)  
これより令和5年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

管理者 (老松博行)  
管理者から「招集のあいさつ」があります。

議 長 (後藤健)  
はい、議長。

管理者 (老松博行)  
はい、管理者。

管理者 (老松博行)  
招集挨拶の前に一言申し上げたいと存じます。  
始めに、当組合議会議員の変更についてご報告いたします。  
去る10月13日の大仙市議会臨時会において、同市議会議長に古谷武美氏が当選され、同氏のほか、当組合議会議員に佐藤文子氏が新たに選任されております。両氏には、大曲仙北圏域の発展のためご尽力賜りますようお願い申し上げます。

次に、介護保険料の遡及賦課誤りについて申し上げます。  
本事案につきましては、去る8月10日付けの文書にて議員の皆様にご報告しておりますとおり、介護保険料の賦課において、システム上の設定に誤りがあり、一部の被保険者の方に対して保険料を過大に徴収又は還付していたことが判明したものであります。過大に徴収した12名につきましては、8月30日までに返還の手続きを終えておりますが、過大に還付した7名につきましては、時効により徴収できる期間を過ぎていることから、保険料の返還は求めないこととしております。今後は、システム業者との連携や内部のチェック体制の更なる強化など、再発防止を徹底してまいります。

次に、南部斎場における会葬者の転倒事案について申し上げます。本事案につきましても、10月31日付けの文書にて議員の皆様にご報告しているところでありますが、去る10月4日、南部斎場において会葬者の方が車寄せ支柱の基礎部分につまずいて転倒し、左膝を骨折する事故があったものであります。怪我をされた方には、心からお見舞いを申し上げます。

当該箇所は、新南部斎場建設工事に伴い車寄せ前の緑地帯を撤去し舗装し直したことにより、当該基礎部分をまたぐ形での通行が可能となったものであり、霊柩車から柩を搬出する場合があることから通行止め等の措置を講じておらず、また、段差となっている部分は、車寄せ支柱基礎と一体になっており撤去が難しく残置していたものであります。当該箇所については、事故発生後、通り抜けできないよう柵を設置する再発防止策を講じております。

現在、補償等に係る手続きを進めておりますが、転倒された方は、現在リハビリ中であるため、補償等の内容が確定するまでしばらく時間を要しますので、結果が判明後に改めてご報告させていただきます。

次に、中央ごみ処理センターにおける作業員の死亡事故について申し上げます。

本事案につきましても、既に議員の皆様にご報告しておりますが、去る11月2日、ペットボトルのリサイクル作業の際、委託先のパート作業員が機械に巻き込まれ、亡くなられたものであります。事故発生後、警察並びに労働基準監督署による現場検証や事情聴取を受け、現在も引き続き両機関による調査等が行われているところであります。侵入防止等の安全対策を強化したうえで、11月14日に機械の運転を再開しております。

亡くなられた方のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、再びこのような痛ましい事故を惹起することのないよう、受託業者への指導を徹底してまいります。

以上3件の事案につきましては、議員各位に対し、ご心配・ご迷惑をおかけしお詫びを申し上げる次第であります。

それでは、招集の挨拶を述べさせていただきます。

本日、令和5年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご参集いただき誠にありがとうございます。

今次定例会でご審議をお願いいたします案件は、人事院勧告及び総務省令の一部改正に伴う条例案4件、並びに令和4年度決算認定の合計5件であります。

この後、提案理由について事務局に説明させますので、よろしくご審議のうえ、ご承認及びご認定賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この場をお借りして、当組合の諸般の状況について、ご報告させていただきます。

始めに、管理課関係についてであります。

事務部局の採用試験につきましては、去る8月20日に1次試験、9月19日に2次試験を実施し、管理課又は介護保険事務所に勤務する上級職の最終合格者1名を9月29日に発表しております。

次に、斎場関係について申し上げます。

新南部斎場建設工事につきましては、10月末までに建物躯体のコンクリート打設がすべて完了し、現在は、建物外部の防水工事、塗装工事などを行っており、12月の本格的な降雪前までに完了する予定であります。現在までのところ大幅な工程の遅れやトラブル等はなく、10月末時点での進捗率は44%となっており、冬季間は、機械設備、電気設備の設置工事のほか内装工事を進めてまいります。また、火葬炉設備につきましては、令和3年度に実施した火葬炉設備選定プロポーザルにおいて選定済みの富山県の株式会社宮本工業所と、去る8月17日に1億1,789万8,000円で契約を締結しており、12月中旬から設置工事に着手いたします。

なお、新南部斎場建設事業につきましては、今次定例会終了後に開催をお願いしております議員説明会において詳しくご説明させていただきます。

次に、環境事業課関係について申し上げます。

始めに、新中央し尿処理センター施設整備事業につきましては、建設地の先行工事において発見された旧し尿処理施設の基礎部分である地中障害物について、

7月までに撤去が完了しており、全体工事に影響を及ぼさないよう工程の見直しを行ったほか、処理・処分方法の効率化を行うことにより、追加費用の圧縮を図っております。

本年度の工事につきましては、地下躯体の造成までを出来高目標としており、これまでのところ、土台となる基礎部分のコンクリート打設まで完了しております。現在は、地下側面と、1階床部分のコンクリート打設を進めており、10月末時点での進捗率は13.6%となっております。今後は降雪期に入りますので、主な土木建築工事は実施せずに、機械機器の製作などを進めてまいります。

次に、建設工事に係る地元町内会への対応につきましては、ソフト面の課題である当地域のイメージアップについて話し合いを重ねた結果、地域活性化を目的に地域一丸となって取り組む活動に対し支援を行うこととし、施設との共生に繋がりたいと考えております。

なお、本事業につきましても、議員説明会において詳しくご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、消防関係について申し上げます。

始めに、消防ポンプ自動車の納期の遅れについてご報告いたします。これは、本年6月の臨時会で議決をいただいた、東分署に配備する消防ポンプ自動車について、ベースとなるトラックシャシのヘッドライト自動点灯化など新たな法規制への対応のため、生産の遅れが生じており、本年度中の納車ができない旨の文書が契約業者から提出されたものであります。当該文書によると、来年7月には納車可能とのことではありますが、今後内容を精査し契約変更等の手続を進めてまいります。

その他の更新車両につきましては、田沢湖分署に配備の広報連絡車については11月20日に納車され、南分署と角館消防署に配備の救急車については12月下旬に納車予定となっております。

次に、消防職員の採用試験につきましては、去る9月17日に1次試験、10月23日、24日に2次試験を実施し、最終合格者10名を11月17日に発表しており、内訳は、初級消防8名、初級救命2名となっております。

次に、11月22日現在の火災等の発生状況につきましては、火災件数が37件で昨年同期より11件の減、救急件数は6,066件で394件の増となっております。遭難救助関係につきましては、登山中の捜索救助事案が6件、山菜採りによる遭難が5件発生したほか、熊による人的被害が大仙市で5件、仙北市で6件と多発しております。

次に、介護保険関係について申し上げます。

始めに、本年8月データによる管内の第1号被保険者数は、47,684人、要介護認定者数は9,858人、サービス利用者数は8,102人、給付総額は約14億120万円となっており、前年同月との比較では、高齢者数は436人、認定者数は105人、サービス利用者数は186人のいずれも減で、給付費につきましても約1,396万円、率にして0.99%の減となっております。サービス別では、通所介護や通所リハビリテーション、ショートステイなどの居宅サ

サービスが約640万円の増額となっており、これは、新型コロナウイルスの感染拡大により控えられていたサービス利用が、本年5月に第5類に移行したことにより徐々に回復してきているためであると分析しております。また、地域密着型サービスにつきましては、地域密着型介護福祉施設が新たに開設したものの、小規模多機能型居宅介護事業所が職員不足等の理由から廃止したことにより約670万円、施設サービスも利用単価の減により約830万円のそれぞれ減となっております。

次に、本年度策定する令和6年度から8年度までを計画期間とする第9期介護保険事業計画についてであります。去る9月1日に1回目の計画策定委員会を開催し、「介護サービス基盤の計画的な整備」、「地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組」、「地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進」など、国の方針について、各委員と認識の共有を図ったところであります。

現在、介護保険料額の算定に必要とされる人口、認定者数、給付費の推計を進めており、今後は、介護給付適正化、介護予防・重度化防止に係る重点項目を構成市町と協議するなど、より精度の高い計画となるよう策定業務を行ってまいります。

なお、来る12月1日には2回目の委員会を開催し、計画の骨子案を提示し委員の皆様からご意見をいただく予定としております。

最後に、令和6年度当初予算の編成状況について申し上げます。

当組合では、例年、主な事業の内容や負担金の増減見込みなどについて構成市町の財政担当課や事業担当課に説明する会議を設けており、本年度は、去る10月25日に開催したところであります。

現在、経常経費の積み上げのほか、既にお示しした主要事業についても再精査しながら編成作業を進めているところであり、必要性、緊急性、事業効果などを念頭に置きながら実効性のある予算に仕上げ、来年2月末に開催予定の定例会にお諮りいたしますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

以上、主要事業の進捗状況並びに諸般の状況についてご報告申し上げましたが、今後とも圏域住民並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

議長 (後藤健)

これより本日の会議を開きます。

欠席の届出は、4番森元淑雄議員であります。

出席議員は、定足数に達しております。

本日の議事は「議事日程第1号」をもって進めます。

日程第1「議席の指定」を行います。

このたび、大仙市議会選出の2名が新たに本組合議会議員に選出されましたので、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、議席の指定を行うものであります。

議席は、9番佐藤文子議員、13番古谷武美議員と指定いたします。

日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、議長において、3番黒沢龍己議員、5番高橋徳久議員、6番橋村誠議員を指名いたします。

日程第3「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第4「議長報告」をいたします。

「令和4年度大曲仙北広域市町村圏組合継続費精算報告書」が管理者から、「令和5年度例月出納検査結果報告書」が監査委員から提出されましたので、これを別添お手元に配布のとおり報告いたします。

私は、去る10月13日に議長の辞職願いを副議長に提出いたしました。

これは、私の一身上の件に関するものであり、地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、退場することとし、副議長と議長職を交代いたします。

(後藤健議長退場)

副議長 (黒沢龍己)

過日、後藤健議員から議長の辞職願がありましたので、地方自治法第106条の規定により、本職が議長の職務を行います。

日程第5「議長辞職の件」を議題といたします。

お諮りいたします。後藤健議員の、議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、後藤健議員の、議長の辞職を許可することに決しました。

後藤健議員の入場を許可いたします。

(後藤健議員入場)

後藤健議員の議長の辞職については許可されましたので、告知いたします。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。「議長の選挙」を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、「議長の選挙」を、日程に追加することに決しました。

これより、「議事日程第1号の2」をもって進めます。

この際、暫時、休憩いたします。

(「議事日程第一号の二」を配付)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。「選挙の方法」につきましては、地方自治法第118条第

2項の規定により「指名推選」によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって「選挙の方法」は「指名推選」によることに決しました。

お諮りいたします。「指名の方法」については、副議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって「指名の方法」については、副議長において指名することに決しました。

議長に大仙市議会議長の古谷武美議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長において指名いたしました古谷武美議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって古谷武美議員が議長に当選されました。

古谷武美議員が議場におりますので、本席から会議規則第30条第2項の規定による告知をいたします。

ここで、前議長、後藤健議員から、発言の申出がありますので、これを許可します。

議 員 (後藤健)

はい、議長。

副議長 (黒沢龍己)

はい、後藤議員。

議 員 (後藤健)

先ほどは、私の議長辞職の件、ご審議、そして可決いただきましてありがとうございました。この2年間、本当に拙い議長ではありましたが、広域議員の皆様、そして、老松管理者始め当局の皆様を支えられて何とか議長職を終えることができました。ありがとうございます。今後は一議員として広域発展のために力を尽くしてまいりたいと思いますので、今後も変わらぬご指導を賜りますようお願い申し上げます。一言簡単ですが、退任に当たってのご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。お世話になりました。

副議長 (黒沢龍己)

次に、ただ今、議長に当選されました、古谷武美議員から、発言の申出がありますので、これを許します。

議 長 (古谷武美)

はい。

副議長 (黒沢龍己)

はい、古谷議員。

議 長 (古谷武美)

ただ今、推薦により議長に就任いたしました、古谷武美でございます。微力で

はありますが、皆様のご協力を得ながら今後進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

副議長 (黒沢龍己)

これをおもちまして、私の議長としての職務が終了いたしました。皆様のご協力ありがとうございました。

それでは、古谷議長、議長席にお着き願ひます。

議長 (古谷武美)

これより議事を執らせていただきます。よろしくご協力お願ひいたします。

日程第6「一般質問」を行います。

質問を許します。9番佐藤文子議員。

議員 (佐藤文子)

はい。

議長 (古谷武美)

はい、佐藤文子議員。

議員 (佐藤文子)

よろしくお願ひいたします。大仙市の佐藤文子です。通告に従ひまして、介護保険事業について4点をお尋ねしたいと思ひます。

まず、第9期介護保険事業計画について、3年に1度の見直しにより、介護保険事業は来年度からの第9期介護保険事業計画が策定されます。第8期最終年度にあたる今年度の介護保険の利用と給付状況について見通しがつき、いよいよ来年度からの計画策定の準備を進めているところと思ひます。

そこで伺ひます。まず一番目に、第8期介護保険事業計画の評価について伺ひます。第8期介護保険事業計画は、第7期よりも3.5%増の介護給付費や介護給付費準備基金からの9億円の取り崩しを見込んで策定されました。

令和3年度・4年度の決算を見ますと、要介護者数と認定率は減少し、8期計画に示した認定者数を下回っており、また、介護給付費も計画時を大きく下回っております。基金は取り崩しを行うことなく運営されております。

こうした状況をどう捉えるのか、次期にもこうした傾向が考えられるのか、要因も含めまして、第8期事業計画をどう評価しているのか伺ひます。

2番目には、令和5年度の介護給付費の見通しと準備基金について伺ひます。最初に述べましたように、介護給付費準備基金は令和3年度・4年度は取崩しはありませんでした。決算に示されているように、令和4年度末の基金現在高は現金・債権合わせて20億6266万2千円となっております。一方、令和5年度当初予算では繰入金として2億4315万3千円を計上しておりました。

令和5年度末の見通される介護給付費と予算に計上した基金繰入金、いわゆる取崩しがあるのかどうかお尋ねいたします。

3番目には、第9期介護保険料基準額の引下げを求めたいと思ひます。第8期介護保険料算定にあたっては、介護給付費の伸び、地域支援事業費の増加、財政調整交付金の減少を保険料増額の原因にする一方で、介護給付費準備基金取り崩し9億円や保険料収納率の向上、所得段階上昇の被保険者の増加を保険料減額の

原因にあげ、400円の増額となる月額6700円としたものであります。

9期の保険料については、取り崩すことのなかった基金保有額、予測を大きく下回った給付費というこの状況から、十分に基準額の引下げが可能と考えているものです。ぜひとも引下げを求めてまいりたいと思います。この点についての見解を伺います。

質問の最後は、介護サービスを利用していない要介護者について伺います。介護保険事業の概要によりますと、要介護度1・2・3と認定された4692人、これは令和5年3月分の数値です。このうち13%にあたる614人がサービスを利用していないことが示されています。何らかの支援が間違いなく必要な方々だと思えますけれども、利用していないその背景・要因について、どのように考えているか、見解を伺います。

以上で、最初の質問を終わります。

議長 (古谷武美)

答弁を求めます。上田介護保険事務所長、お願いします。

所長 (上田泰彦)

はい、議長。

議長 (古谷武美)

はい。

所長 (上田泰彦)

佐藤文子議員の質問にお答えいたします。

始めに、来年度からの3カ年を計画期間とする第9期介護保険事業計画につきましては、現在策定作業を進めているところであり、12月1日に予定しております第2回の策定委員会において第9期の人口、認定者、給付費の見込みを委員の皆様にお示しする予定としております。

さて、質問の1点目は、第8期介護保険事業計画の評価についてであります。

令和3年度からスタートしている第8期計画は今年度が最終年度となっております。議員ご指摘のとおり、要介護認定者数、給付費の実績は計画値を下回っており、実績が出ております令和3年度、4年度について、計画値と年度末の実績を比較いたしますと、認定者数は令和3年度の計画値10,113人に対し9,937人と176人下回っているほか、令和4年度も計画値10,118人に対し9,762人と356人下回っております。また、この認定者の減少に伴い、高齢者に占める認定者の割合、認定率につきましても計画値を下回っており、令和3年度は計画値20.9%に対し実績は20.7%、令和4年度は計画値の21.0%に対し実績は20.4%といずれも下回っております。これらの主な要因といたしましては、認定率の高い75歳以上の後期高齢者が見込みよりも減ったことや新型コロナウイルス感染症の影響により、まん延前と比べて新規申請や認定更新をされる方が減少したことが考えられます。

給付費につきましても令和3年度、4年度ともに計画値を下回っており、令和3年度では約8億8,200万円、令和4年度では約15億6,700万円の差が生じております。介護保険事業が始まってから毎年給付費は伸び続けておりまし

たが、第8期に入り初めて減少に転じており、その主な要因は新型コロナウイルス感染症の影響によるものと考えております。特に減少が大きいのは居宅サービスで、その中でも外出自粛により通所系のサービスやショートステイの利用低下が顕著でありました。

給付費が計画を下回ったことで保険料に不足が生じなかったため、介護給付費等準備基金につきましては、令和3年度、4年度ともに取崩しをしておりません。

これら実績を踏まえた現時点での第8期計画の評価につきましては、新型コロナウイルスまん延という計画策定時点では想定が難しかった状況があったことにより、認定者、サービスの利用者ともに制度開始来初めて減少に転じるなど、計画と実績に乖離が生じたものと考えております。

第9期の傾向につきましては、管理者の行政報告にもありましたように、前年度同時期と比べて在宅の一部サービスの利用が増加するなど、新型コロナウイルスが5類に移行したことによる変化も見られております。このような状況変化についても分析を進めることで、来期の計画をより精度の高いものとするよう努めてまいります。

質問の2点目は、令和5年度の給付費の見通しと準備基金についてであります。

令和5年度の給付費につきましては、確定しております8月までの実績と今後の伸びなどを加味し、現時点で171億8千万円程度を見込んでおります。これは、当初予算の約182億5千万円と比較して10億7千万円程度下回るものがあります。これに伴い、あくまでも現時点の概算ではありますが、当初予算で繰入金として計上していた約2億4,300万円から2億1,400万円が減額となり、2,900万円程度を繰り入れる見込みであります。

質問の3点目は、第9期の介護保険料基準額の引き下げについてであります。

第9期の介護保険料基準額につきましては、第8期と同様に算定に必要な介護給付費及び地域支援事業費、保険料収納額などを現在推計している段階であります。また国から報酬改定や保険料の乗率などの指標が示されていないため、基礎データの確定に至っておりません。今後給付費見込み等が固まり次第、基準額の検討に入る予定でありますので、引き下げが可能かどうかについては、残念ながらお答え申し上げる段階にないことをご理解願いたいと存じます。

質問の4点目は、介護サービスを利用していない要介護者についてであります。

要介護1～3の認定を受けているもののサービスを利用されていない方の背景要因につきましては、介護保険事務所で今年の5月に管内の要介護者1,250人を対象に実施した実態調査の結果によると、回答を得られた917人のうち、サービスを利用していない要介護1～3の方は67人で、その理由で最も多かったのが、複数回答ではありますが「家族などの介護で十分だから」で約52%、続いて「自分でできるから」が約25%、その他「利用料の負担が大きいから」「利用の手続きが分からないから」などとなっております。また、障害者支援施設など介護保険の適用外施設に入所している方は要介護認定を受けることができませんが、そのような方が要介護状態となった場合には、退所後に要介護認定を受けてサービスを利用しております。

当組合といたしましては、このような調査結果も踏まえたうえで、引き続き家族の負担軽減やスムーズなサービス利用に向け、相談の窓口となっている地域包括支援センターや居宅介護支援事業所による支援をしていくとともに、地域支援事業で行っている家族介護支援事業や、高額介護サービス費、食費・居住費の負担限度額認定など低所得者向けの利用料負担軽減の制度についても更なる周知を進めてまいります。

議長 (古谷武美)

はい、9番、再質問はありますか。

議員 (佐藤文子)

はい。

議長 (古谷武美)

はい、9番。

議員 (佐藤文子)

1番目の答弁に関連して、3番目の保険料の減額について要望したいと思います。まず75歳以上の介護を必要とする方々が、現状、予想よりも下回っているというようなご答弁でありましたし、更新や新規認定者数が下がっているという、高齢者の皆さんには元気な方々が増えているということもあるでしょうが、高齢者全体の数が減っているというふうなものも事実あるわけですので、こういうことを考えますと、介護給付費、それが今後グンと増えていくというふうなことはありえないんじゃないかというふうに思うわけであります。そういうふうな意味で、20億円という基金が実際あるわけで、これは私がずっとこの間の介護保険料を見渡して、最大の基金額になっている、8期前のときでも17億ほどでしたね。そのくらいのところはそれでも最高値だったんですけど、なおまた最高値になっているというふうなことでありまして、そういうふうな意味で、この基金を取り崩す金額を増やそうが増やすまいが、皆さんからいただいた介護保険料ですから、ぜひこの基金というふうなものを何十億にも積み上げている、20億以上も積み上げているというふうな状況は、これはあまりいいものではないんじゃないかと、9期計画に向けて、8期のときには9億円の取り崩しをしました。毎年3億円くらいずつの取崩しというふうなこと。今回ももし最大見込んだとしても4億円ずつ12億を取り崩すという計画、おそらくこれも使わないで済むものではないかというふうに思えるわけですが、そういうふうな意味では現在の基金残高がちょっとあまりにも多いというふうに思うわけです。そういうふうな意味から、今度の介護保険料は、これは必ずや引き下げが可能だというふうに私は見込みました。全県的にもこの大曲仙北広域の介護保険の保険料水準は、全県25だか22だかある保険者の中で現在11位ぐらい、中間に当たっている、そういうところだったと思いますので、これをぜひ下げられるようにですね、ぜひがんばっていただきたいというふうに思います。12月1日、これが楽しみでありますけれども、そういう方向でぜひとも検討していただきたいということを再要望したいと思います。どうか、ご答弁よろしく願いいたします。

議員 (古谷武美)

所 長 はい、再質問への答弁を求めます。上田所長。  
(上田泰彦)

議 長 はい、議長。  
(古谷武美)

所 長 はい。  
(上田泰彦)

佐藤文子議員の再質問に対しお答えいたします。基金につきましては、20億を超えておまして、今までの最高額が積み上がっている状況でございます。国の制度的なところがまだ国の方から示されておりませんので、給付費につきましては、報酬改定が今後示された時点で、見込んでいく形になりますけれども、現時点では、介護保険の報酬改定なんですけれども、国が行っている事業所への実態調査によりますと、かなり事業所の経営状態、収益の方厳しいというような結果が出ておりますので、確実にプラス改定の方がなされると見込まれております。そちらのアップ率についてはまだ示されておりませんので、まずそちらが保険料基準額が増となる要因でありますし、また高齢者人口につきましては減っておりますけれども、介護を利用されている層ということで、実際75歳以上の方の中でも85歳以上の方が介護サービスを一番使っている層になりますので、そういったところの人口の推計につきましても今後精査していくことになりますので、そういった保険料増となる要因につきましては、今積み上がっております基金を活用しまして、増分を引き下げるような取組み、活用の方は進めていくことになると思います。2月の議会でそちら決定した基準額の方を議員の皆様にご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

議 長 (古谷武美)

はい、9番、よろしいでしょうか、はい、どうぞ。

議 員 (佐藤文子)

報酬改定がどれぐらいになるのかというふうなことが示されないで、その辺も含めて保険料の金額に影響していくというふうなご答弁ですけれども、第7期に200円上げたときにはですね、報酬改定、これ0.54%の増加、で、介護職員処遇改善というのが1.0%、こういうふうなレベルでこの増加要因が876円、そして第8期のときにはですね、報酬改定0.7%、若干報酬改定は7期から8期の方が伸びたわけですけれども、それで合わせて900円と、伸びた金額が900円、この増加要因が900円程でした。それでこの9期に向けた報酬改定がまだ示されていないんですけれども、これがグンと2%も3%も報酬改定伸びてしまうと、というようなことはちょっと考えられないですね。そういうふうなこともありましてね、十分に今持っている基金の状況も考えてやっぱり今物価高で年金が非常に少なくなっていて大変な生活を強いられている高齢者の皆さん、65歳以上の皆さん、そういう方々からは少し減額していくと、そうした立場をぜひともお願いして私の質問を終わります。答弁はいりません。よろしく願いいたします。

議 長 (古谷武美)

これにて、質問を終わります。

日程第7「議案第16号」、日程第8「議案第17号」、日程第9「議案第18号」の3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐藤次長。

次 長 (佐藤大)

はい、議長。

議 長 (古谷武美)

はい。

次 長 (佐藤大)

議案第16号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第17号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第18号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の3件を一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第16号をご説明いたします。

資料は、議案説明資料の2ページと3ページをご覧ください。

本案は、本年度の人事院勧告に基づき、一般職の給料表及び期末・勤勉手当の支給割合の改定を行うものであります。

給料表につきましては、民間給与との較差を埋めるため、大卒者の初任給を11,000円、高卒者の初任給を12,000円それぞれ引き上げるなど、若年層を中心に給与を引き上げることにより、給料水準を平均約1.2%引き上げるものであります。

期末・勤勉手当の支給割合につきましては、民間のボーナスの支給状況等を踏まえ、両手当の年間支給月数をそれぞれ0.05か月ずつ引上げて、合計4.5か月とするものであり、今年度は、12月支給分を引き上げることで対応するものであります。

また、令和6年度においては、年間支給月数に変更はないものの、6月と12月の支給割合を均等にする変更を行うものであります。

給料表及び本年度の期末・勤勉手当の改定については、公布の日から施行し、本年4月1日から適用するものであり、令和6年度の期末・勤勉手当の支給割合の改定については、令和6年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第17号についてご説明いたします。

議案説明資料の4ページをご覧ください。

本案は、専任副管理者の期末手当の支給割合を引き上げるものであります。

当組合の専任副管理者の期末手当につきましては、大仙市の常勤監査委員に合わせることであり、年間支給月数を3.3か月から0.1か月引き上げて3.4か月とするものであります。

また、令和6年度においては、一般職と同様、年間の支給月数に変更はないものの、6月と12月の支給割合を均等にする変更を行うものであります。

本年度の期末手当の改定については、公布の日から施行し、令和6年度の期末

手当の改定については、令和6年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第18号についてご説明いたします。

議案説明資料の5ページをご覧ください。

本案は、一般職に準じ、会計年度任用職員の給料表及び期末手当の支給割合を改定するものであります。

会計年度任用職員の給与については、人事院勧告に基づき決定される一般職の給与を基礎とすることにより、間接的に民間給与との均衡が図られるものとされております。

今般の一般職員の改定に合わせ、一般職の給料表の1級に準じて定めている給料表を改定するとともに、期末手当についても同様の改定を行うものであります。施行日については、令和6年4月1日といたします。

以上、議案第16号から第18号まで一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長 (古谷武美)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより議案第16号から議案第18号までの3件を一括して採決いたします。本3件は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本3件は、原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第19号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐藤次長。

次長 (佐藤大)

はい、議長。

議長 (古谷武美)

はい。

次長 (佐藤大)

議案第19号「大曲仙北広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

議案説明資料6ページ及び7ページをご覧ください。

今般、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」が一部改正され、蓄電池設備等について基準の見直しが図られております。

これは、近年、リチウムイオン電池やニッケル水素電池など新たな種別の蓄電池の普及や、蓄電池の大容量化が進んでいることにより、総務省消防庁において、これらの蓄電池の火災リスクに応じた火災予防対策が新たに検討されたこと、ま

た、飲食店等で使われている木炭を使った厨房機器についても、実態に即した設置基準が示されたことなどから改正されたものであります。

この改正に伴い、当組合が定める条例についても同様の内容に改めるものであります。

主な改正の内容といたしましては、まず、(1)の「蓄電池設備の規制対象の見直し」についてであります。現行の規定では、蓄電池設備の規制対象を定める単位として、消費電流量を表す「アンペアアワー・セル」を用いておりますが、安全性や潜在的な火災リスクは、蓄電池の容量に比例すると考えられることから、単位を、消費電流量から消費電力量、つまり蓄電池の実際の容量を表す「キロワットアワー」に改めるとともに、本条例の規制対象を、10キロワットアワーを超える蓄電池設備といたします。ただし、10キロワットアワーを超える20キロワットアワー以下のもので、日本産業規格、いわゆるJIS規格で定められた出火防止措置や延焼防止措置が講じられているものは、規制の対象から除外されます。

さらに、20キロワットアワーを超えるものについては、消防署への届出が必要となります。

次に、(2)の「転倒防止措置等の見直し」についてであります。蓄電池設備は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造であることや、転倒しても電解液が漏れないなど、安全性の高い構造の蓄電池設備が普及してきたことから、耐酸性の台に設置しなければならない蓄電池の種別を、強酸性電解液を用いた「開放型鉛蓄電池」に限定するものであります。

次に、(3)の「個体燃料を使用する厨房設備の離隔距離の見直し」についてであります。固体燃料である木炭を使用する厨房設備、いわゆる「炭火焼き器」については、現行の規定では、厨房設備の中でも最も厳しい基準が適用されております。この度、総務省消防庁において、炭火焼き器の火災の危険性について検証が行われ、実態に即した離隔距離の基準が示されたことから、過度な規制を見直し、緩和された当該設備の新たな規定を追加するものであります。

本改正は、令和6年1月1日から施行するものであります。施行日において現に設置されているもの、又は設置工事中の設備等については従前の例によるものとするなど、所要の経過措置を設けるものであります。

以上、議案第19号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長 (古谷武美)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第19号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第20号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小松副管理者。

副管理者 (小松英昭)

はい、議長。

議長 (古谷武美)

はい。

副管理者 (小松英昭)

議案第20号、令和4年度決算の認定につきましてご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、本組合の一般会計と介護保険特別会計に係る令和4年度歳入歳出決算につきまして、議会の認定に付するものでございます。

決算の内容につきましては、お手元にお配りしております「両会計歳入歳出決算書並びに附属書」に記載されているとおりでありますけれども、去る9月21日、当組合監査委員より審査をいただいておりますので、その審査結果につきましては、別冊の審査意見書にまとめられておりますので、別途ご確認いただければと存じます。

私の説明も条例案と同様、議案説明資料を用いて行いますので、恐れ入りますが、次の9ページ、A4横の資料となりますけれども、歳入歳出決算総括表をお開き願います。

ここで申し訳ございませんけれども一点誤謬がございますので、訂正をお願いいたします。表の右側「歳出」の内一番右の項目となります「予算現額と収入済額との比較」とありますけれども、正しくは、「予算現額と支出済額との比較」ですので、ご訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

それでは説明に入らせていただきます。

はじめに、上段の一般会計について申し上げます。

歳入は、一番左端の項でありますけれども、予算現額51億7,316万1,300円に対し、一つ飛んで右の(A)の項、収入済額は51億8,973万9,445円であり、二つ飛んで予算現額との比較で1,657万8,145円の増となっております。

一方、右側の歳出であります、(C)の項、支出済額は51億3,516万2,130円であり、執行率は99.3%となっております。次の項の翌年度繰越額は、継続費を設定いたしました事業の逡次繰越分が400円、その右、不用額は3,799万8,770円であり、その右となります、予算現額との比較では、3,799万9,170円となり、一番右の項ですけれども、歳入歳出差引額は5,457万7,315円となっております。

次の10ページをお開き願います。

このページは、主な事業の実施状況について、100万円以上の事業をピック

アップしてお示しいたしております。

上段から、衛生費の斎場費は、火葬炉等設備補修工事が、3斎場合計で1,197万9千円、新南部斎場建設事業が、全体で約1億1,329万円、新中央し尿処理センター建設事業が、全体で1億6,282万8千円、消防費の主な事業といたしましては、施設整備費のうち、田沢湖分署外壁・屋根塗装工事が、約536万7千円、西仙北分署屋根改修工事が、383万9千円、消防車両の更新につきましては、消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車の2台合わせて、7,229万2千円などとなっております。

次に、介護保険特別会計についてご説明申し上げます。

資料は戻りまして、9ページの、総括表の中段となります。

歳入は、予算現額192億1,981万7千円に対し、収入済額が193億1,532万4,399円であり、予算現額との比較で9,550万7,399円の増となっております。

なお、不納欠損額が1,362万3,662円、収入未済額が3,683万7,165円となっておりますが、前年度と比較いたしますと、不納欠損額は約55万2千円、3.9%、収入未済額についても約194万9千円、5%のいずれも減となっておりますが、若干ではあります、改善されてきております。

一方、歳出は、支出済額が188億2,025万1,757円で、執行率は97.9%、不用額は3億9,956万5,243円であり、歳入歳出差引額は4億9,507万2,642円となっておりますが、この中には、保険給付費と地域支援事業費の確定に伴う国、県及び支払基金への返還金や、介護給付費等準備基金に積み立てる第1号被保険者保険料などが含まれておりまして、それらを除いた実質的な繰越額は約5,900万円となります。

両会計を合算した総額につきましては、表の下段に記載のとおり、収入済額が245億506万3,844円、支出済額が239億5,541万3,887円であり、執行率は98.2%で、歳入歳出差引額は5億4,964万9,957円、収入済額に対す支出済み額の割合は、97.8%となり、同額が翌年度への繰越しとなるものであります。

次に、11ページをお願いいたします。

上段の表、公債費の状況であります。令和4年度中の元利償還金額の合計が、真ん中よりもちょっと右側の方でありますけれども、1億4,505万301円、決算年度末の未償還元金は合わせて3,349万816円であり、来年度をもって全ての償還が終了する予定であります。

次に、下段の負担金調整基金の内訳の表の一番下の段、合計欄をご覧ください。

前年度末現在高は合計で1億7,180万9,128円、決算年度中の取崩額が7,665万1千円、積立額が9,143万6,427円で、決算年度末の現在高は1億8,659万4,555円となっております。

次の12ページから14ページでありますけれども、不用額の内訳についての記載となります。

13ページ中段の一般会計の合計3,799万8,770円と、14ページ下

段の介護保険特別会計の合計3億9,956万5,243円を合わせた不用額の総合計は4億3,756万4,013円であり、この額は、歳出予算総額の約1.8%に相当する額となります。

主な内訳を申し上げますと、一般会計では、衛生費が約2,700万円、消防費が約800万円、また、介護保険特別会計では保険給付費が約3億3,900万円、地域支援事業費が約5,100万円などとなっております。

不用額が生じた要因でありますけれども、一般会計では、電気料金や石油製品価格の高騰に伴い増額補正を議決いただいたものの、使用する量が見込みを下回ったこと、また、介護保険特別会計におきましては、介護サービス利用量が見込みを下回ったことや構成市町の地域包括支援センター等への委託事業実績が見込みに達しなかったことのほか、两会計におきまして物件費等について節減を図ったことなどによるものであります。

以上、議案第20号、令和4年度決算の認定に係る概要をご説明申し上げますが、現在事業を進めております「新南部斎場の建設」及び「新中央し尿処理センターの建設」に係る工事費の上昇や、計画に基づき更新する消防車両の価格の高騰など、昨今の社会経済情勢上の理由とは言え、従前の想定を超える支出を余儀なくされている現状を踏まえながらも、今後も引き続き、一層効率的な事務事業の推進に努めてまいりますので、議員各位のさらなるご指導とご協力をお願いするとともに、本案につきましては、よろしくご審議のうえ、ご認定を賜りますようお願いを申し上げます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 (古谷武美)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第20号」を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり認定されました。

以上をもちまして、今期定例会の日程はすべて終了いたしました。

これにて、令和5年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

引き続き、「議員説明会」を開催いたしますので、お集まり願います。4時15分から再開いたしますので、願います。